

平成21年度半島らしい暮らし・産業創生調査 募集要領

平成21年4月6日

国土交通省都市・地域整備局
地方振興課半島振興室

1. 趣旨

半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れている等の制約から、産業基盤及び生活環境の整備等について低位にあります。平成17年の半島振興法の有効期限延長後も、半島地域を取り巻く状況はなお厳しいものとなっています。

こうした中で半島地域の振興を図っていくためには、地域が主体となって半島地域の特性に応じた暮らしや産業を創り出す取組を行っていくことが重要です。当室では、そのような取組のモデルを構築するため、平成18年度から半島らしい暮らし・産業創生調査を実施してまいりました。その結果、44の主体の取組を支援し、地域特産物の開発、地域資源の発掘・整理、観光その他の交流の促進等について成果を上げてまいりました。

本年度も、本調査により支援する取組の提案を募集します。選定された取組に対しては、調査費が支給されるほか、本調査の目的を達成するため、地域活性化の実務に精通した専門家によるアドバイス活動が行われるとともに、取組主体間の交流・連携の機会が提供されます。

2. 取組主体

取組主体は、20才以上の個人又は法人（NPO法人等）その他の団体（有限責任事業組合（LLP）、集落組織等を含む。）とし、一の取組主体につき提案は一件に限ります。

ただし、法人格のない団体については、代表者が明確になっているとともに、意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法等を定めた規約その他の規定が定められている必要があります。また、学生については、大学等の指導教員の推薦が必要です。

3. 募集する提案

（1）取組の要件

提案に係る取組は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 取組によって見込まれる成果が、半島地域の振興に向けた地域の自主的な取組において応用可能な普遍性（モデル性）を有すること。
- ② 取組が持続することが、地域住民の生活の向上に資するものであること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。
 - ア 半島地域の移動、流通等の面での制約等を克服する先導的な取組であること。
 - イ 半島地域ならではの資源、文化等を活用した先導的な取組であること。
- ④ 本年度中に一定の成果を上げる見込みのある取組であるとともに、当該成果を次年度以降に自立的に維持・発展させる、資金面も含めた計画性を有すること。

(2) 取組の内容

提案に係る取組の内容は限定しませんが、例えば次のような内容が考えられます。

- ① コミュニティ・ビジネス／ソーシャルビジネスの創生
- ② 地域の農林水産物の付加価値化（ブランド化、加工品の開発等）
- ③ 農山漁村集落の間での未利用資源の循環利用
- ④ 地域間連携等による継続的な社会サービス供給システムの創生
- ⑤ 地域コミュニティ等のソーシャル・キャピタルの再構築
- ⑥ 地域の伝統的な技能、産業文化等の継承者の発掘・育成

(3) 取組の対象地域

提案に係る取組は、半島振興法に基づき指定された半島振興対策実施地域を対象とするものとします。ただし、対象地域外の主体との協働や対象地域外での取組との連携等を妨げるものではありません。

※ 半島振興対策実施地域については次のURLを参照してください。

http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g9_2.html

(4) その他

本調査以外の事業等により国、地方公共団体等の財政的支援を受けて実施される取組は、募集の対象となりません。ただし、本調査による取組の内容及び経理と他の事業等により財政的支援を受けて実施する取組の内容及び経理が明確に区分され、かつ、両者を一体的に実施することによる相乗効果が期待される場合は、この限りではありません。

4. 調査の実施

(1) 取組の選考

本調査による取組は、応募のあった提案の中から、地域活性化の実務に精通した専門家により構成される委員会（調査委員会）において、予算の範囲内で選考されます。（採択する取組の数は、各提案の内容にもよりますが、現時点で10件程度を予定しています。）

(2) 調査の進行管理

本調査の進行管理は、国土交通省との請負契約に基づき、民間の調査機関が行います。本調査による取組は、当室及び調査機関の指示の下で行っていただきます。

(4)の調査費の支給も、調査機関を通じて行われます。（国土交通省との契約ではありません。）

(3) 調査費の支給等

取組の経費については、一の取組について50万円（個人による取組については20万円）を上限として調査費が支給されますが、責任と経営感覚を伴った取組が行われるよう、支給される額と同額以上の自己資金の確保が求められます。

ただし、地域住民による物品及び役務の提供を貨幣換算して自己資金に算入することが認められます。（考え方及び詳細は別紙参照）

(4) 調査費の対象経費

調査費は、本調査による取組の実施に直接必要となる経費であって、調査の範囲に含まれるもののみ充当するものとします。

例えば、次のような経費に充当することはできません。

- ① 耐久消費財、用地等の取得経費
- ② 施設整備費
- ③ 先進事例等の視察に係る経費
- ④ 本調査による取組主体等の通常の運営経費
- ⑤ 営利のみを目的とした活動の経費
- ⑥ 本年度に実施されない取組に係る経費

(5) アドバイス活動

本調査による取組の期間中は、取組が一定の成果を上げるとともに、次年度以降も持続可能なものとなるよう、調査委員会の委員を始めとする地域活性化の実務に精通した専門家によるアドバイス活動が行われます。

(6) 打合会、報告会等

本調査による取組の適正かつ効果的な実施、取組主体間の情報及び意見の交換等を図るため、調査機関が開催する打合会及び中間報告会に参加していただきます。

また、取組の成果の応用等を促進するため、取組の終了後、調査機関が開催する成果発表会に参加していただきます。

いずれの会合についても、調査費とは別に1名分の旅費が調査機関から支給されます。

(7) 報告書の提出

本調査による取組主体は、取組の終了後、調査機関に報告書を提出するものとします。詳細については、取組の採択後に調査機関から通知します。

(8) その他

本調査による取組は、原則として、当該取組を提案した主体が自ら行うものとします。当該主体以外の者に当該取組の一部を行わせようとする場合は、あらかじめ当室の承認を得る必要があります。

5. 応募等の手続

応募等の手続については、別に定める「平成21年度半島らしい暮らし・産業創生調査の手続について」を御確認ください。